

CONTENTS

文化人の本音 河合準雄文化庁長官対談 第43回 ゲスト 杉本 洋さん●日本画家、文化庁文化交流使

日本文化を立体的に伝えたい4

長官コラム 文化庁の抜穴9

いきいきミュージアム 美術館・博物館事業レポート 43	
佐倉市立美術館(千葉県)	22
芸術文化の風 7	
パンソリ公開講座 大阪・沖縄レポート (猪又宏治)	23
著作権Q&A 『著作権なるほど質問箱』から 7	
著作権はいつまで保護されるの?	24
文化交流使の活動報告 19	
杉 葉子(女優)	25
伝建地区を見守る人々 伝建歳時記 19	
まちづくりは人づくり 佐原っ子の底力(千葉県佐原市佐原)	26
史跡を楽しむ 7	
史跡椿井大塚山古墳と高麗寺跡(京都府山城町)	28
言葉をつめる 7	
敬語の効果的な使い方	29
地域からの「文化力」発信 7	
青春の夢 青い森かけめぐり 文化の虹ときらめいて	
第29回全国高等学校総合文化祭 あおもり'05	30
1万回の公演を迎えた「琉球舞踊館うどい」(沖縄)	31
文化人in 関西 関西元氣文化圏で活躍する人々 7	
市民活動の頼りになる存在 街のデザイナー	
今竹翠さん(兵庫県西宮市)	32
風を呼ぼう、わが町に 登録有形文化財建造物との歩み 19	
ぶどうとワインの郷を支えた近代化遺産 新たな出発	
日本の伝統美と技を守る人々 重要無形文化財保持者の団体編 3	
重要無形文化財 能楽	34
国宝・重要文化財をもっと楽しむ方法 文化財鑑賞の手引き 31	
獅子・瑞獣と守護獣	35
日韓友誼年事業紹介 4	
フィナーレに向け、盛り上がる交流事業	36
第55回全国民俗芸能大会	37
第52回文化財保護強調週間	37
「文化芸術懇談会(青森県)」の開催	38
東京国立博物館	
特別展 北斎展	39
奈良国立博物館	
第五十七回 正倉院展	40
九州国立博物館	
九州国立博物館開館記念特別展 美の国 日本	41
京都国立近代美術館	
須田国太郎展	42
国立西洋美術館	
《ローマの景観》ピラネージのまなざし	43
国立国際美術館	
企画展 瑛九 フォト・デッサン展	44

今月の
表紙神戸市北野町山本通保存地区
(重要伝統的建造物群保存地区)
撮影:三沢博昭

文化庁提言	
文化財の災害対策への取組	文化財部 10
寄稿	
第一回文化財の防災計画に関する研究会 文化財防災への道	加藤 寛 16
事例紹介	
文化財建造物の倒木災害 防げなかった長谷寺本堂の被害	今西良男 18
新潟県中越地震における被害と修復事業	竹内俊道 20

特集 文化財の災害対策

新国立劇場スポットライト45

11月の国立劇場46

芸術文化振興基金ニュース47

題字デザイン 桑山弥三郎

文化財の災害対策への取組

文化財部

はじめに

近年大規模な地震や台風による被害が増加し、文化財の災害対策が重要課題となつていくところですが、文化庁では、文化財の防災対策、災害に際しての応急処置や復旧について、さまざまな対策を

施しています。

文化財の災害対策を考える上で大きな契機となった阪神・淡路大震災から今年で丸一〇年を迎えたこともあり、今回、記念物、文化財建造物、美術工芸品の災害対策について取り上げます。

つては、その特性に応じた多様な方策と技術が要求されるわけです。

災害対策・災害復旧

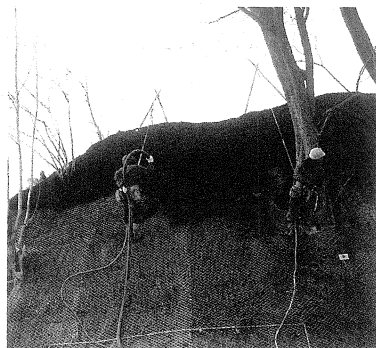
記念物において対策を講じなければならない災害、その被災対象となる記念物のおもな構成要素および対策の概要をまとめると以下のようになります。

1 記念物の災害対策等 本質的構成要素の多様性

記念物は、種別としては史跡・名勝・天然記念物からなります。史跡といつても、社寺や旧宅、城跡のように地上に存続してきたものと、集落遺跡などのように地下に埋蔵されてきたものがあります。名勝は、自然名勝と庭園に代表される人文名勝に大きく区分されます。また天然

記念物は、動物、植物、地質鉱物に大別されます。天然記念物の一部を除いては土地に密着した「不動産文化財」と総括できるものの、各種別においても個々の外形や存在形態は千差万別です。あわせて、それらを構成する本質的構成要素もまた多様です。したがって、これらの多様な本質的構成要素を災害から守り、あるいは被災した場合に復旧を図るにあた

まず、火災・落雷については、史跡・名勝の構成要素である建造物等、史跡・名勝の構成要素または天然記念物である樹木が被災対象となり、その対策としては防火水槽・消火設備・自動火災報知器・避雷針等の設置が考えられます。また、地震・強風等に起因する倒壊・崩壊については、史跡・名勝の構成要素である建造物等、史跡・名勝の構成要素または天然記念物である樹木、城郭等の石垣、古墳・石室等が被災対象となり、その対策と



土砂災害対策としての法面保護工事（史跡九戸城跡・岩手県二戸市）
写真提供：二戸市教育委員会

しては各種の耐風・耐震補強が考えられます。特に、建造物の耐風・耐震対策については、「重要文化財（建造物）耐震診断指針」に基づく診断を行ったうえで対策の検討が必要です。また、豪雨・地震等に起因する土砂災害については、史跡・名勝・天然記念物の基盤地形または構成要素としての斜面地等が被災対象となり、その対策としては各種の斜面保護工が考えられます。病虫害については、史跡・名勝の構成要素または天然記念物である樹木等、史跡・名勝の構成要素である建造物等の部材の木材等が被害対象であり、その対策としては薬剤等による各種病虫害防除が考えられます。

また、不幸にして被災した場合、史跡・名勝の構成要素である建造物については、重要文化財建造物に準じる復旧が必要であり、また土砂災害を受けた斜面地等では各種補強土工等を併用した地形復元が原則として求められます。

災害対策事業の計画・実施

災害対策事業を計画・実施するにあたっては、十分な調査に基づいた計画を立

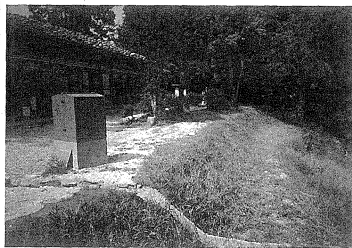
案し、適正な設計と確実な施工を行うことが必須です。さらに、事業実施後の施設・設備の維持管理や巡視・モニタリング等を確実に実施することが、事業の実効性を担保するうえで強く求められるところです。こうした事業の流れを、土砂災害対策を例にとってもう少し具体的に述べてみましょう。

土砂災害対策を進めるにあたっての基本的な調査としては、これまでの災害記録等の履歴調査、亀裂の発生や湧水の有無または植生等を現地を確認する地表踏査、地盤強度や地層構成を知るための地質調査、当該地の測量および広域地形把

握を目的とした測量調査、地下水位の変動等を一定期間観測する観測調査等があります。こうした各種調査は、計画策定および設計の基礎資料としてきわめて重要なものです。すなわち、調査結果に基づいて土砂災害発生の可能性や災害発生時の史跡等への影響および人的被害を適切に評価し、その結果に応じた対策を選択することになるわけです。土砂災害対策は、具体的には落石防止工、コンクリート構造物等による構造物工、植物を用いた植生工といった工事を行うことになるわけですが、第一に史跡等の構成要素の保存と人的被害防止を優先したうえで、景観にも十分配慮した工法が求められます。つまり、安全性や史跡保存の観点から絶対に不可欠と判断された場合は擁壁工等の構造物工の実施もやむをえませんし、連続繊維補強土工などの緑化基盤の機能も併せ持つ工法が適用可能であれば景観面からこのような工法の採用が求められるわけです。また、史跡等の本質に鑑み切土等の地形改変は可能な限り避けることが望まれます。施工にあたっては、厳しい条件下での作業も多いことが



佐々木家住宅（鳥根県）地滑り対策工事
アンカー工施工中



佐々木家住宅地滑り対策工事 竣工
盛り土による修景

文化庁によるおもな防災施策

保存修理事業

保存修理事業では建造物の経年による劣化の回復が図られます。程度の大小に

ら、安全性を優先した確実な実施が特に求められるところです。さらに、施工後は、体制と予算を整えて計画的に維持管理を実施し、チェックリストを用いた定期的な巡視・モニタリング等を行うことが重要になります。なお、こうした一連の事業を円滑に実施し確実な効果を得るためには、地質・土木等の専門家を委員とするなどしてそれぞれの専門的な観点から関与してもらうことも重要です。

国庫補助事業による対応

災害対策に資する防災事業および災害復旧は、国庫補助事業として史跡等・登

2 文化財建造物の災害対策等

文化財建造物と災害対策

重要文化財建造物の多くは現代社会の中で生活、生産、宗教活動等に用いられており、災害時にはそこにある人命や財産の保護が第一義とされます。守るべき財産に「文化財としての価値」が含まれることが、文化財の災害対策に固有な条

録記念物保存整備事業で対応しています。

補助対象経費に対する補助金の比率は、防災事業では原則として通常の補助事業と同様で五〇％、災害復旧ではその緊急性等に鑑み通常の比率に二〇ポイントを加え原則として七〇％としています。

現在、史跡等・登録記念物保存整備国庫補助事業においては、緊急の災害復旧に迅速に対応することはもちろんのこと、史跡等の保存を確実にし、災害発生による人的被害を防止する観点から、火災・落雷対策や地震対策、土砂災害対策等の災害対策関連事業を優先的に採択する方針を採っています。

件を与えています。

有形文化財としての建造物は、個々の部材に過去の技術や様式など、我が国の建造物の発展の証左を遺しています。災害による部材や形状の損傷は、文化財の価値に影響し得るため、災害対策では予防と被害軽減の措置が特に重要です。

歴史的建造物は数々の災害を切り抜け

かわらず、き損は災害時に重大な被害

を招く要因となります。例えば、大規模な地震では柱脚や土台の蟻害や腐朽が被害の程度を大きくし、台風では葺き替えの時期に達しつつある屋根に被害が集中しやすいことがうかがえます。時宜を得た修理は災害時の被害軽減に不可欠です。

地盤や基礎の強化を含む耐震性能向上の措置が保存修理事業の中で実施されることもあります。

防災施設事業

防災施設事業では、自動火災報知設備、消火設備、避雷設備等の設置を行っています。このうち自動火災報知設備は消防法で指定文化財建造物に設置が義務づけられています。平成一六年二月の同法施行令改正により、建造物の用途等に応じた避難設備などの設置義務も生じました。

火災の予防、早期発見、迅速な初期消火を確実にするためには、設備の設置に加え、ソフト面での対策、意識の啓発を含む総合的な防火対策が求められます。文化庁では防災施設事業を通し、防火管理体制や初期消火計画等の策定、見直しも奨励しています。

てきましたが、現時点でどの程度の耐力を保持しているか定かではありません。重要文化財建造物の場合、保存修理の機会に耐震性能等を測定し、構造上の強化を図りますが、建物の健全な状態を前提に性能向上の措置を検討するので、修理後は日常の管理・点検を徹底し、建物を良好な状態に保つことが求められます。

我が国の歴史的建造物の大半は木造で、檜皮、こけら、茅などの植物性の屋根葺材を使うものも多く、火災に対して脆弱です。部材の焼失・焼損は文化財としての価値の減失につながり、火災に対する備えは不可欠です。

建造物は、土地と切り離せない不動産であるため、安全な場所に格納するとうい発想がとれません。このため文化財建造物の周辺の環境についても、良好な状態を保つことが必要です。

文化庁では、主として保存修理事業、防災施設事業、環境保全事業の三つの国庫補助事業を通して、重要文化財建造物の所有者等による防災の取組を支援してきました。

環境保全事業

環境保全事業では、重要文化財建造物を良好な環境で維持するために必要な事柄を推進しています。火除地の設定、消防道路の整備など、防火上必要な土地の整備がその一例です。

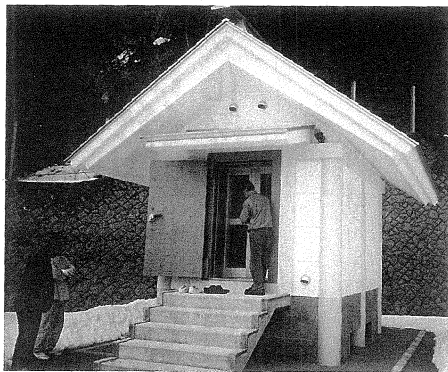
崩壊や地すべりの危険がある傾斜地の整備、建造物が建つ地盤の石垣等の積み直し、雨水排水施設の設置・改修など、文化財周辺の土地・工作物の整備は事業の中核を成すものです。この中には、倒木や落枝の恐れがある樹木の伐採、枝打ち、樹勢回復などの措置や、その対策に必要な樹木診断も含まれます。

防火や防犯に要する柵や塀、石塔や小社殿等を風雨から保護する覆屋など、文化財の保存施設の整備も行われています。

保存活用計画と危機管理

前述の三事業は、包括的な保存管理計画を有することで、より効率的、効果的な危機管理に結びつけることができます。

例えば、地震は建物の倒壊に加え火災などの二次災害をもたらします。耐震や防火、非難誘導の措置は、文化財建造物



京都板列八幡神社の収蔵庫

の用途や収容人数と関わるものです。必要な設備の設置においては、文化財の価値や敷地景観の特徴に対する十分な理解が不可欠です。

文化庁では平成一〇年度に「重要文化財保存活用計画策定指針」を定め、保存管理、環境保全、防災、活用を含む保護の総合計画の策定の普及に努めています。

平成一三年度には耐震性能を把握するための「重要文化財耐震診断指針」を策定しました。今年度からはその一部の実施について重要文化財建造物耐震診断事業として国庫補助を行っています。

日ごろからの備え

文化財建造物は多様です。個々の価値や立地条件に合った保存活用計画が求められ、計画に即して建造物やその防災設備の維持管理を徹底し、災害時の行動についてさまざまな状況を想定して訓練を積みおくことが重要です。文化財防火デー（毎年一月二六日）では、各地で消防機関と協力した消火訓練が実施されています。

近年、過疎化や高齢化が進む中で、文

化財所有者のみでは十分な管理が行えない文化財建造物が増えています。文化財が地域社会の豊かな発展に寄与し、高ま

3 美術工芸品の災害対策等

美術工芸品の特質

自然と景観に恵まれた日本は、地震や台風による水害など、自然災害を受ける機会も多い国です。こうした環境に加えて我が国の文化財、とりわけ美術工芸品は、それらの多くが木や紙、さらに漆など、非常に環境変化に弱い素材でできているという「弱点」も抱えています。そのため、日常の保存管理を含めて、常に直面する可能性のある災害について、その危険を予測し、防止する方策を講じること、また不幸にして被災してしまった場合に、できる限りの最善な救済策を模索して、それをただちに実行できるように体制を整えておくことが必要でしょう。

しかしこれらの対策は、机上論だけでは実現し難く、勢いこれまでの経験を踏まえた実地的な戦略が必要になることは

る地域力が地域防災の強化へとつながり、地域で文化財を災害から守る意識と体制が構築されることが望まれます。

実際の災害事例に学ぶ

阪神・淡路大震災の経験から、被災文化財についてのレスキュー思想が醸成され、昨年の中部地震の際には、これが有効に機能しました。実際には、①被災直後における文化財の情報把握のタイミング、②余震や火災等の二次被害防止と被災文化財の回収・緊急避難に関する指導助言、③修復に対する直接の援助等がその内容です。

このうち、①はいち早い被災地の情報把握が鍵を握りますが、現実には人命優先とかかわりの中でいかに早期に、的確にその機会を捉えるか、②は現地の専門家から提供される情報をもとに、文化財の被災拡大をいかに防げるか、③は実際に現地における被災状態の把握と、被

品についてもNPO法人や、民間の協力者との情報交換を行って、資金面や技術面で、つねに最良な修復が実現するように指導助言も行っています。

防災意識の向上と防災対策

これに加え、美術工芸品の防災対策の啓発普及も重要な仕事です。具体的には被災事例をもとにした文化財収蔵庫の設計への助言、博物館等における展示文化財の安全対策への指導などがその内容です。特に後者は、展示ケースへの免震台の導入、さらに支持具やテグスによる緊縛などを組み合わせた、文化財防災への「フールセーフ」思想の啓発等があげられます。さらに水害等を想定した文化財収蔵場所の見直し、また火災を想定した防火対策の推進、防火区画の見直しや点検の励行なども、常に美術工芸品の管理者に働きかけている課題であります。

所有者や管理団体による保存施設の設置については、国庫補助事業としてこれに対応しています。躯体構造は二時間耐火性能を具えた鉄筋コンクリート造りの堅牢な建物とすることが求められます。ま

た施設内の安置台への免震装置の取付け等も補助対象となります。

また仏堂等、文化財が古来伝えられてきた環境で保存維持されてゆくことの意味が重視される場合もあります。そうした場合には保存施設を建設するかわりに、火災への対応を目的とした自動火災報知器・貯水槽・消火設備や消防道路等の設置、文化財を収蔵する未指定建造物の屋根替え、背後に崖をひかえる場合の擁壁工事などを、国庫補助による防災施設設置事業として行うことになります。

美術工芸品は、史跡などとは異なり、ごく一部の例外を除いて、人が任意にその所在の場所を動かすことのできる「動産文化財」です。これは翻って考えれば、所蔵者（管理者）が常に文化財についての防災意識をもち、その危機管理の具体的な対策を普段から考えていただくことで、被災をかなりの部分軽減できる可能性があるとことです。さまざまな「起こりうる」災害を想定し、それらについて、具体的な回避対策を事前にたておくこと、それが貴重な美術工芸品を次世代に残す、私たちの役割なのです。

第一回文化財の 防災計画に関する研究会 文化財防災への道

東京文化財研究所
修復技術部長

加藤 寛



昨年、新潟県でおきた中越地震や岐阜神社をはじめとした台風の被害など、木造建造物などの文化財に著しい被害がでています。また、海外でもスマトラ沖地震の引き起こした大津波によって多くの人命と住居が一瞬のうちに消え去ってしまいました。多くの災害は人間の予測をはるかに超えた規模と速さでやってきます。地震、落雷、津波などの自然災害や火事など人間が原因で起こる災害は、私たちを取り巻く生活圏の中にいつ起こっても不思議でない状況であるといつてさしつかえないと思います。

地震や台風などの災害時には、はじめに高齢者や乳幼児などの弱者を対象に救援活動が行われます。また、食料や住居の確保とともに外部からの侵入者への対応など、人的支援を行わなくてはなりません。被災者の生命線の確保ができたあとに文化財などの被害調査が行われます。被害調査は、まず建造物からはじまり、一般住宅や文化財建造物を問わず行います。先年の新潟県中越地震の際に小千谷市で行った調査では、震災直後に重要文化財の「魚沼神社阿弥陀堂」の東南隅柱と山門の応急補強が、神社氏子と地元の

工務店との協力で行われていました。これらの初期対応は、文化財の調査以前に地元の人々の協力で迅速に行われた貴重な例であると思います。美術品や工芸品など屋内で保管されている文化財については建造物のあとに被害調査が行われています。

東京文化財研究所では、平成一五年度から「文化財の防災計画に関する調査研究」をはじめました。文化財における災害には、地震、台風、落雷など自然発生的な災害のほかに、火災、盗難などの人為的な災害があります。これらの災害を

いかに制御し、文化財の安全性を確保するのが、このプロジェクトの目的です。阪神淡路大震災からの復興が進む中で、昨年の新潟県中越地震をはじめとする地震災害が日本各地で起こり、さらに世界文化遺産に登録されている広島県の厳島神社では台風による被害が起きています。このプロジェクトでは、被災の調査のほかに研究会を開催して、さまざまな予防や対処に関しての情報収集にあたっています。

被災状況、さらに火災や雪による被害など、防災に関する概要について発表いたしました。総論の二つ目は、文化庁建造物課から村田主任文化財調査官を迎え、「重要文化財建造物防災の現状と課題」について講演をいただきました。内容は、重要文化財建造物の種類と件数、日本の文化財建造物の特徴および保存状況などについて、行政の立場から報告していただきました。

後の課題と将来への展望について報告がありました。

火災からの被害については京都および奈良市の消防署から報告をいただきました。京都市消防局の秋葉洋氏からは、文化財の火災予防対策、寺社などの自主防火管理対策、市民とともに行っている文化財市民レスキュー体制の構築など、最前線での活動報告がありました。また、奈良市文化財防災官の奥田政信氏からは、奈良市の文化財防災について世界文化遺産周辺の対策から、①女性防災クラブの活動、②小型動力ポンプの配備と活用、③消防水利の配置基準の強化、④消防活動空地の確保など、市街地を取り巻く問題について発表していただきました。

研究発表終了後、総合討議を行いました。短い発表時間では話せなかった問題や災害についての質問など参加者一人ひとりによるきめ細かい対応があり、次回研究会への橋渡しができました。この研究会の詳しい内容は平成一七年度報告書としてまとめる予定です。

平成一七年一月二八日（金）には第一回「文化財の防災計画に関する研究会—文化財防災への道—」と題した研究会を開催しました。本研究会では文化財防災の第一線で活躍されている方々から、現状の報告をいただき、今後の課題についての情報交換と討議を行いました。研究発表では、総論として東京文化財研究所修復技術部の内田応用技術研究室長から「文化財防災研究会の背景」と題した発表を行いました。内容は、明治三〇年の古社寺保護法からの文化財防災の歴史、阪神淡路大震災をはじめとする地震災害の状況、四天王寺や室生寺をおそった台風

研究会では各論として阪神・淡路大震災を当時神戸市立博物館学芸員として体験した、京都国立博物館学芸課長の森田稔氏から「地震から文化財をまもる—阪神・淡路大震災からの教訓—」と題して発表をしていただきました。内容は、博物館の収蔵庫内の被災状況、展示室における免震装置と被災作品、被災一〇年後に開館する九州国立博物館の建物免震の採用など、大地震からの教訓が博物館・美術館の将来に生かされた実例をあげてまとめられました。また、文化財建造物保存技術協会の高村功一氏から、昨年度、複数の大型台風により被災した厳島神社での台風の上陸経路やその対応など、今

文化財建造物の倒木災害 防げなかった長谷寺本堂の被害

奈良県教育委員会文化財保存事務所長補佐

今西良男

たびかさなった倒木災害

「災害は忘れた頃にやってくる」と言いますが、奈良県内の倒木による文化財建造物の被害は、忘れる間もなく平成一〇年～一五年の間に三度発生しました。

平成一〇年九月、台風七号の強風は奈良県下の国指定・県指定の文化財建造物五〇棟余りに大きな被害をもたらしました。なかでも室生寺五重塔（国宝・室生村）、博西神社本殿（重文・葛城市）、天満神社本殿（県指定・吉野町）は倒木で根本修理を要する被害を受けました。

台風七号の災害を契機として、翌一一年一月に国庫補助による危険木対策が環境保全事業に組み込まれ、これを受けて、県下で七件の事業が実施されました。これら災害復旧工事と環境保全事業をようやく終えた一五年三月、長谷寺本堂（重文・桜井市）へシイの大本が倒れ、西北

隅の軒部分を大破しました。さらに翌一六年六月、台風六号の強風で玉置神社社務所および台所（重文・十津川村）へスギの大本（県指定天然記念物）から枝が落ち、軒先を破損しました。

過去にも強風、積雪等を原因とする倒木、落枝で文化財建造物を破損したことがあります。このように、これほど続いたことはありませんでした。

長谷寺本堂の被害

長谷寺は奈良県桜井市初瀬に所在する古刹で、初瀬山の南斜面に伽藍を開き、中腹の平地に本堂を建て、古くから観音霊場として多くの信仰を集めています。本堂は奈良時代に創建され、現本堂は慶安三年（一六五〇）に徳川家の援助を得て再建された大型仏堂で、大正二年（一九一三）に文化財に指定されました。

平成一五年三月三日、午後四時半頃「長

谷寺本堂裏山の木が倒れ、本堂の屋根が壊れました」との第一報が奈良県文化財保存課に伝えられました。この事実を知ったとき、驚きというより「なぜ」という思いが強かったことを覚えています。強い風が吹いていたわけでもなく、たださほど強くない雨が数日前から断続的に降っていました。木が倒れるとは思ってもいませんでした。本堂にいた人の話によれば、午後四時ころ「ドーン」という大きな音が本堂裏側から聞こえ、驚いて外へ出ると大本が本堂の屋根へ倒れかかっていたとのこと。

平成一〇年の台風災害後、長谷寺では本堂北側の急斜面の所々に岩が露出し、樹木の根が岩を抱き込んでいた箇所が、倒木対策よりも落石対策が急務との判断から、落石防護柵が設置されました。今回の本堂の破損は予想に反した事故で、自然災害を予測することの難しさ

を思い知らされました。

倒れたのは、目通径一・二m、樹高一五m以上、樹齢一〇〇年を超えるシイの木で、南向きに斜面下方に向かって根こそぎ倒れ、本堂西北隅の軒廻り大破させました。軒を支える地隅木や枯木は、軒桁付近で完全に折れ、屋根瓦はもちろん茅葺、飛檐隅木も落下し、化粧垂木等の軒廻り材はぶら下がっていました。西北隅の小屋組材は折れ、西妻の屋根は前方へ押し出されていました。非常に大きな力が加わったことを物語っています。



被災直後の長谷寺本堂

防げるか倒木災害

長谷寺での倒木は、どのような原因によるものだったのでしょうか。

シイの木は急斜面に生え、表土は崩落しやすい土壌で、長雨で地盤に緩みが生じていたと考えられます。木の根は細いものが横に広がるだけで、主根が地中深く伸びてはいませんでした。樹幹や主枝の中心部には腐朽による空洞化が見られ、樹勢も衰えていたと言えます。このような種々の要因が重なり、事故へつながったと考えられます。

倒木災害は防げるでしょうか。

大きな木は文化財と一体となって歴史的景観を構成する重要な要素で、天然記念物に指定されている木もあります。県内のおもだった寺社の境内は、より良い環境を創り出すための手法として風致地区、歴史的風土保存地区、史跡に指定され、木の伐採や斜面の強化工事などは許可制となっています。特に木は生き物であるため、日常の管理が重要で、成り行きまかせの状態では文化財や周囲の環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。樹勢の優劣や回復性、土壌の性質を精緻に観察し、その結果に基づいた計画的な管理こそが倒木災害を回避する効果的な方法であるといえます。

今思えば長谷寺の場合、レーダー探査による樹幹の空洞化調査、土壌調査、地盤の変位計測、枝振りの観察による根の張り具合の推測などによって、倒木の兆候を察知できたかもしれません。

倒木災害の防止は木の伐採で一見可能に見えても、実は色々な根が絡み合った課題といえます。文化財を倒木災害から守るには、文化財関係者の努力で課題を一つずつ乗り越えねばなりません。

新潟県中越地震における被害と修復事業

十日町市博物館副館長 竹内俊道

平成一六年一〇月三日夕方に発生した新潟県中越地震で、十日町市では一七時五十六分ころから二時間ほどの間に、震度六弱二回、六強一回を含む震度五以上の揺れを一〇回も観測しました。

新潟県唯一の国宝「笹山遺跡出土深鉢形土器五七点（附八七一点）」を収蔵展示している十日町市博物館でも、資料・施設ともに大きな被害を受けましたが、幸いに文化庁はじめ関係省庁の迅速な対応により、地震発生から半年で何とか施設は復旧し、資料の修復の目途も立ってホッと胸をなでおろしているところです。

本稿では、国宝土器を中心に、被害の状況と修復事業について報告します。

国宝の被害状況

深鉢・浅鉢形土器（六二点）

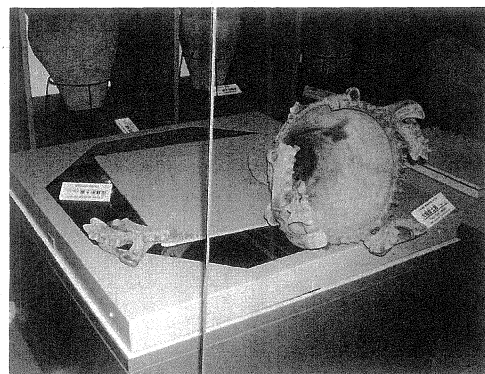
破損なし

二五点

把手及び突起先端等破損 一五点



被災した土器の調査



転倒して破損した土器

器体の一部破損と亀裂 一二点
全壊もしくは大きな破損 一〇点

国宝土器の地震前の展示状況ですが、展示室に五五点、特展室に一点が飾られていました。他の二点は収蔵庫に収納中であり、残り四点は、保存修理事業で東

京の業者に預けられていて、幸い難を逃れることができました。

展示室の五五点中、五点が免震台上に置かれ、他は砂袋を入れて台座に乗せ、一部テグスを巻いてボックス式の棚に展示してありました。特展室の一点は同様

の仕様でキャスター付ガラスケース内に展示中だったのです。

なお、平成一五年より国宝土器中の、火焰型・王冠型土器のうち残存率の高い一一点は、二グループに分け、それぞれ三ヶ月交代で展示して、実物の展示日数を制限していました。

また、民具資料で、重文「越後縮の紡織用具及び関連資料（二〇九八点）」の中の、藍染二点も損傷しましたが、国宝以外の破損した土器一一八個と併せ、現在館内で順次修復作業をすすめています。

震災後の対応

地震当日の一九時頃から職員が現場確認を行いました。連続する強い余震と停電のため、二〇時過ぎに作業を断念。翌日、文化庁・県担当部局等に被害状況を報告して指定品を収蔵庫に格納し、以後、復旧作業と視察・見舞い等の対応に追われる日々が続きました。

二八日には、県文化行政課の被害調査が入り、三〇日に被害の概況をまとめて、報道機関を対象とした合同記者発表会を開催。国宝をはじめとする地震被害の現

状を広く公開したのです。

一方、一一月九日には、休日を返上しての職員の奮闘により、応急処置を終えた博物館が、展示公開にこぎつけることができました。

その後、一一月二九日の文化庁調査官による被害調査を受け、一二月一五日毀損届けを文化庁長官宛に提出しました。

そして三月からは、約二〇〇〇万円の予算で被害を受けた国宝土器三七点の災害復旧修理が始まりました。これらの土器は、一七年度前半期（九月中旬）に二二点、後半期（九月中旬～一八年二月末）に一四点の修理が完了する予定です。

今後の課題

おかげさまで中越地震で被災した国宝土器の復旧もきちんと目処が立ち、九月中旬には修復なった一〇点の土器（前半修復分の内）が帰還します。

十日町市博物館ではこれをうけ、一〇月から国宝修復記念を兼ねた特別展「新十日町市の宝もの展」を開催し、一般に広く公開して、市民を挙げて国宝の修復完成を祝いたいと思っています。



修復中の被災土器

今後の展示方法ですが、国宝土器については、リスクを避けるため全体を三グループに分け、それぞれ二か月サイクルで入れ替える展示にします。

また、免震台も過信せず、土器を台座に乗せ砂袋を入れた上で可動面にテグスで緊縛しようと思います。さらに、ボックス式展示の土器も、台座に乗せて砂袋で重心を低め、テグス・ワイヤーにより緊縛し、周辺に衝撃緩衝マットを敷くなどの地震対策を考えています。

最後になりますが、今度の被災に対し全国からたくさんのご支援や、温かい激励を頂戴いたしました。ここに厚くお礼申し上げます。

◆長官対談◆

【文化人の本音】河合雄雄文化庁長官対談
前 登志夫 歌人
【長官コラム文化庁の抜爪】

◆特集◆

芸術祭六〇周年記念

【文化庁提言】

第六〇回記念芸術祭を迎えて

【概要】

第六〇回記念芸術祭の概要

【報告】

【芸術祭第六〇回記念の夕べ】報告
オープニングイベント報告

【事業紹介】

イベントスケジュール

◆文化庁ニュース◆

第五二回日本伝統工芸展

◆連載◆

【いきいきミュージアム 美術館・博物館事業レポート】
和歌山県立近代美術館

【芸術文化の風】
日本映画、新しい時代へ

【著作権Q&A】著作権なるほど(問答)から
著作物を利用するにはどうすればいいの？

【文化交流使の活動報告】
橋口譲一 写真家

【伝建地区を見守る人々 伝建地時記】
来んさい 見んさい 寄りんさい

【史跡を楽しむ】
史跡・津山城跡

【言葉をもつめる】
方言の文法いろいろ

【地域からの文化力発信】
本物の舞台芸術体験事業(学校公演)

【文化人ふんぷと】in関西 関西元氣花園で活躍する人々
長浜から文化力！を実践

【風を呼ぼう、わが町に 登録有形文化財建造物との歩み】
地域資源の再発見 廃跡とコンクリートアーチ橋の活用

【日本の伝統美と技を守る人々】
伝統組踊保存会・組踊

【国宝・重要文化財をもつと楽しむ方法】
大鑑

【文化財をめぐるパートナーシップ】
京町家の保存・再生をめぐるネットワーク

ほか

文化庁月報 10月号 (通巻445)

平成17年10月25日印刷・発行

編集—文化庁

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1

発行—株式会社 ぎょうせい

本社 〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12
本部 〒167-8088 東京都杉並区荻窪4-30-16
電話 編集 03 (3571) 2126
販売 03 (5349) 6666

URL: http://www.gyosei.co.jp

印刷所—ぎょうせいデジタル株式会社

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、筆者個人の見解であることをお断りいたします。

定価540円 [本体514円] 送料76円

年間購読料6,480円

本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込みください。

広告の問い合わせ・申し込み先

(株) ぎょうせい営業部広告課
電話03 (5349) 6657 (ダイヤルイン)
©2005 Printed in Japan ISSN 0916-9849

本誌は本文用紙に再生紙を使用しております。

編集後記

今月号では「文化財の災害対策」をテーマに特集しました。昨年、新潟県中越地震、今年に入って、福岡県西方沖地震、宮城県沖での地震など、大規模な地震が数多く発生しています。また、昨年は数多くの台風が日本に上陸し、豪雨によって各地に被害をもたらしました。このことから、文化財についてのさまざまな災害対策の需要が高まっています。文化庁では、文化財保存修理事業や災害復旧事業、防災施設整備事業や文化財防火デー

(毎年、月・土日)での防災訓練など、文化財の災害対策に関してさまざまな事業を実施しております。また、今年度から文化財の総合的な災害対策に関する調査研究を行い、近年の状況も踏まえつつさまざまな角度から検討を進めています。大切な国民の共有財産である文化財を災害から守り、後世に伝えていけるよう、今後とも文化財の災害対策を実施していきたいと考えています。

(長)

＜お詫びと訂正＞

本誌17年9月号の「目次」のうち、連載「いきいきミュージアム 美術館・博物館事業レポート42」の「福島県立美術館」は「福島県立博物館」の誤りでした。お詫びして訂正いたします。

美術館・博物館チケットプレゼント

今月号の展覧会等のチケットプレゼントは、

A 東京国立博物館

「北斎展」3組 (ペア)

B 九州国立博物館

「美の国 日本」3組 (ペア)

です。ご希望の方はアンケートハガキのチケット応募欄に必要事項をご記入のうえ、11月2日(水)までにご投函ください(当日消印有効)。

*チケット発送をもって当選発表にかえさせていただきます。

文化庁では、ホームページで、文化庁に関する情報を幅広く提供しています。ご意見、文化庁月報の感想などを、ホームページのご意見欄へお寄せください。

●ホームページアドレス●

http://www.bunka.go.jp